

新 旧 対 照 表

新	旧
米子市人権尊重の社会づくり条例（仮題）	米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例（H17 施行、H31 一部改正）
（前文） 全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障する日本国憲法の理念にかなうものである。 この理念の下、米子市においては、これまで、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定し、人権尊重都市の実現に向けて必要な施策を積極的に推進してきた。 また、国においては、人権に関する諸条約が締結されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「こども基本法」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定等、差別の解消や人権尊重に関する法律の整備が進められてきた。 しかしながら、依然として、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする不当な差別や暴力、虐待等の人権侵害が存在し、さらには、インターネット上の誹謗中傷、職場や学校等における優越的な関係を背景とした様々なハラスメント等、新たな課題も生じている。 このような状況において、私たちは、いかなる人権侵害も許さないとの決意の下、あらゆる人権侵害をなくすことを誓うとともに、一人一人が、多様な生き方や価値観を認め合い、かつ、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識して、互いの人権を尊重するために主体的に行動することにより、人権尊重の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。	一前文なし

(目的) 第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする不当な差別その他の人権に関する問題への取組を推進し、もって人権侵害のない人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、全ての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることに鑑み、及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の差別の解消の推進に関する法令の趣旨を踏まえ、あらゆる差別をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者をいう。 2 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。	一該当条文なし
(基本理念) 第3条 人権尊重の社会づくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。 (1) 一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと。 (2) 誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと。 (3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと。	一該当条文なし
(市の責務) 第4条 市は、市の行政の全てにおいて、この条例の目的を踏まえ、人権に関する施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会的な環境づくりを促進しなければならない。 2 市は、人権に関する施策の実施に当たっては、市民並びに国、県その他関係機関及び関係団体との緊密な連携を図るものとする。	(市の責務) 第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

（市民の責務） 第5条 市民は、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、人権に関する理解を深めるよう努めなければならない。 2 市民は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。	（市民の責務） 第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。
（事業者の責務） 第6条 事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業又は活動を行うよう努めなければならない。 2 事業者は、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。	一該当条文なし
（市及び市民並びにこれらに関わる団体及び個人の相互協力等） 第7条 市及び市民並びにこれらに関わる法人その他の団体及び個人は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる人権侵害の解消に取り組むものとする。	一該当条文なし
（施策の計画的推進） 第8条 市は、人権に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該施策の基本となるべき方針を定めるものとする。 2 市は、前項の方針の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。	（施策の計画的推進） 第4条 市は、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。 2 市長は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(人権侵害のない社会づくりの推進) 第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、人権侵害となる次に掲げる行為(インターネットを通じた方法により行うものを含む。以下この条において「人権侵害行為」という。)をしてはならない。 (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為 (2) いじめ及び虐待 (3) プライバシーの侵害 (4) 不当な差別的取扱い 2 市は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。 3 市は、人権侵害行為を受けた者に対し、次条の規定による相談その他必要な支援を行うものとする。 4 市は、人権侵害行為を防止するための施策を効果的に実施するため、人権侵害行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。	一該当条文なし
(相談及び支援) 第10条 市は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権に関する市民からの相談を受け付けるための窓口(次項において「人権相談窓口」という。)を設置するものとする。 2 市は、人権相談窓口における市民からの相談があった場合には、当該相談をした者(以下この項において「相談者」という。)の気持ちに寄り添いながら解決方法を検討し、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県その他関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)の紹介 (3) 関係機関等と連携した相談者の支援 (4) 前3号に掲げるもののほか、相談者及び関係機関等に対する必要な支援 3 市は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関等との緊密な連携の確保に努めるものとする。	(相談体制の充実) 第5条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。
(人権教育及び人権啓発の充実) 第11条 市は、市民の人権意識を高めることにより、多様性を認め合う人権尊重の社会の実現を図るため、人権教育及び人権啓発の充実に努めるものとする。	(人権啓発活動の充実) 第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実) 第 12 条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、関係機関等との連携を強化し、当該施策の推進体制の充実に努めるものとする。	(推進体制の充実) 第 7 条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。
--	--